

# 総会議事録

令和4年12月

令和4年12月13日(火)開催

宮津市農業委員会

# 宮津市農業委員会定例総会議事録

会期 令和4年12月13日(火)  
開会 午前9時30分、閉会 午前9時58分  
場所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員  
出席 今中 瞳美、宇野 由美子、和久田 二三代、関野 揭司、  
宮崎 健治、宮崎 正之、山田 正明、松本 聰、吉田 雅典、  
吉田 進、細井 康、石田 弘司

12名

欠席 久保添 公哉、小山 有美恵 2名

農地利用最適化推進委員  
出席 細見 秀史、宮前 善有、平野 信也、糸井 久和、溝口 喜順  
垣根 敏孝

6名

欠席 酒井 義浩、瀬戸 享明、荻野 雅章 3名

欠員 和田 隆 1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

## 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名
- 日程第2 議案第38号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について
- 日程第3 議案第39号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について
- 日程第4 議案第40号 非農地証明交付申請の承認について
- 日程第5 議案第41号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について

〔関野会長〕 ただ今から、令和4年12月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中18名です。欠席は久保添委員、小山委員、酒井委員、瀬戸委員、荻野委員の5名です。

よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を

行います。和久田委員、宮崎健治委員にお願いいたします。

次に日程第2、議案第38号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。事務局より、提案説明をお願いします。

[内藤主任] 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第38号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があつたことについて議決を求めます。1件ございます。農地の所在は大字中津※※番ほか4筆、登記地目は畠が2筆、田が3筆、面積は合計で※※m<sup>2</sup>です。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地の管理ができないためです。譲受人の申請事由につきましては農業経営を拡大するためです。

具体的な場所につきましては4頁に地図を添付しております。上の地図になります。海洋高等学校付近になります。地図の上側が小田宿野、下側が上司方面になります。府道605号線沿いに3か所に分かれて点在しております。圃場整備された一団の農地の一部となっております。資料により御確認をお願いいたします。

地図の下が現地の写真となっております。申請の農地は所有者が遠方に住んでおられるため、以前から譲受人の※※様が管理をされているそうです。写真の※※番、※※番になりますがこの2筆につきましては、地目は畠となっておりますが保全管理のみされ作業スペースとして利用されております。次に裏面の5頁になりますが、上の写真が※※番と※※番、下の写真が※※番の田3筆となっております。稲刈り後の秋起こしをされた状態で適正に管理されております。今回、所有権移転により正式に所有者となって、今後も当該農地を継続して耕作していくことでした。

次に6頁に許可申請に係る調査書を添付しております。調査書の最初にあります、第2項第1号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を含めた全ての農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第5号の下限面積につきましては、経営農地の面積が※※aあり基準の30aを超えております。その下の第2項第7号の地域の調和につきましては、12月5日に地区担当の宮崎正之委員及び宮前推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、現在の耕作についても譲受人が適正に行っていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。

議案第38号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の宮崎正之委員から補足説明をお願いします。

〔宮崎正之委員〕 申請の農地につきまして去る 12 月 5 日に宮前推進委員及び事務局同行で現地確認を行いましたので報告させていただきます。

現地の状況としましては資料の 4 頁、5 頁の写真のとおりで、4 頁の畠 2 筆につきましては保全管理、5 頁の田につきましてはいずれも秋起こしがされている状態でありました。事務局の説明もありましたとおり譲受人が以前から申請の農地を適正に管理をされ、今後も引き続き営農を継続していただけるということで、許可して問題ないと判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第 38 号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 38 号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 38 号については、許可します。次に日程第 3、議案第 39 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 7 頁をお願いします。「農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について」下記の申請人より、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請があつたことについて意見を求めます。1 件ございます。

1 番です。農地の所在は 大字脇※※、登記簿地目は宅地、面積は※※m<sup>2</sup>となっております。譲渡人は※※にお住いの※※様、譲受人は※※にお住いの※※様です。転用目的は露天駐車場となっております。

次の 8 頁に具体的な場所を表示した地図を添付しております。位置的には地図にあります川が大雲川になりますが、脇集落の中央付近、公民館の向かいの住宅地となっております。地図の下が現地写真になります。写真の赤い点線部分が今回申請の土地で、露天駐車場を計画されております。その奥に住宅が見えておりますが、この住宅に住まわれる方の御家族と御親戚で使用されるようです。なお、登記地目が宅地という土地を農地として登録したために、今回の 5 条転用を申請

していただいておりますが、現状は庭のようなもので、畠の要素としてはオリーブが1本植樹されている状態でありました。現地確認の際、宮前推進委員から現況が農地ではない土地に対して転用の許可が必要であるのか、疑問を提していただいたおりましたが、転用の許可権者であります府へ確認しましたところ、一旦農地として登録されたこの土地についてはその後現況が変わったとしても転用には許可が必要とのことでありましたので、申し添えさせていただきます。次の9頁に申請に係る意見書を添付しております。最初に農地の区分ですが紙面の左上になりますが、申請地は街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えることから、農地の区分は第3種農地となっております。また、意見書の下の方に飛びますが、農振農用地の関係になりますが下から2つ目位の横長の細長い丸で囲われた所になりますが、この土地は農業振興地域内ですが農用地区域外となっており農用地には該当しないこととなっております。つきましては転用可能な農地となっております。その下の検討事項、意見等の覧ですが、1番は先程の説明のとおり第3種農地、2番の資力及び信用につきましては、金融機関発行の残高証明証により事業に係る資力を確認しております。また、工事計画等に係る項目につきましても提出資料等により確認を行っております。9番の周辺の農地等への影響につきましては、12月5日に地区担当の本来でしたら宮崎健治委員になりますが、体調の都合により代理で宮崎正之委員と宮前推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。議案第39号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。宮崎健治委員の担当地区になりますが、都合により代理でお世話になった宮崎正之委員から報告をお願いします。

〔宮崎正之委員〕 地区担当であります宮崎健治委員が怪我をされているということで、私が代理で現地確認を行いましたので報告させていただきます。

こちらにつきましても去る12月5日に宮前推進委員及び事務局同行で現地確認を行っております。申請の農地は住宅地の傍で市道と民家に囲まれた土地となっております。事務局の説明もありましたが、台帳地目がもともと宅地となっており所有者の都合により畠として使用していた土地ですので、転用を行っても周囲に与える影響は無いものと考えますので、許可して問題ないと判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第39号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第39号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第39号については許可相当の意見を付し京都府へ進達します。

次に日程第4、議案第40号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 10頁をお願いします。議案第40号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があつたことについて議決を求めます。3件ございます。1番です。土地の所在につきましては大字脇※※ほか8筆、登記地目は田が2筆、畠が7筆、面積は合計で※※m<sup>2</sup>となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様、非農地の事由につきましては平成14年7月18日から耕作していないということです。裏面の11頁をお願いします。2番になります。土地の所在につきましては大字小寺※※番、登記地目は畠、面積は※※m<sup>2</sup>となっております。土地の名義は既に亡くなつておられます※※の※※様で、非農地の事由につきましては昭和53年5月31日以前から耕作していないということです。備考にありますとおり相続人※※様からの申請となっております。3番です。土地の所在につきましては大字江尻※※、登記地目は畠、面積は※※m<sup>2</sup>となっております。所有者は※※にお住まいの※※様となっております。非農地の事由につきましては昭和40年頃から耕作していないということです。備考にあります代理人※※様からの申請となっております。具体的な場所につきまして、12頁と裏面の13頁に地図を添付しております。1番の案件になります。地図に載っております川が大雲川となっております。脇集落から新宮に向かって、地図では下方向ですが鉄道沿いが脇※※となりまして、更に国道を越えて中村に入ったところに上司の※※番から※※番の8筆でございます。飛び地番となっております。次に裏面の13頁をお願いします。上が2番の小寺になります。小寺集落の脇よりの海岸付近になります。下が3番の江尻になります。地区的には橋立の付根付近となる天橋自治会内になります。公会堂のほぼ向かいになります。資料により御確認をお願いいたします。

次に14頁をお願いします。現地写真を添付しております。14頁の3枚が1番の案件9筆となっております。上の写真脇の※※は鉄道沿いとなっており作付けされていないことから現況は雑種地となっております。下の2枚の写真ですが、

全て隣接しており一団の農地となっておりますが、ここは山際に位置しており永年放置され、写真のとおり山林原野化が進んでおりました。裏面の 15 頁をお願いします。上が小寺の 2 番の写真となっております。この土地につきましては、写真にあります住宅 2 件の敷地と右側の雑種地が 1 筆の申請農地となっております。住宅は現在は空き家となっておりますが手前が昭和 53 年頃と奥側がそれ以前に建てられ、住宅があるということで敷地は建築当初から耕作されておらず、右の雑種地につきましても庭として使用され永年耕作はされておらず原野化が進んでおります。次に下の写真になりますが 3 番の江尻の案件になります。こちらの農地につきましても、写真中央にあります光の加減で黒い建物見えますが、物置小屋の敷地となっております。小屋の建築は昭和 40 年頃ということで、それ以降耕作はされていないということでした。なお 2 番、3 番とも農地に建物が建っておりますので違法転用の状態ではありますが、発生から 20 年が経過していることから始末書等の提出は求めておりません。

議案第 40 号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して地区担当委員から補足説明をお願いします。1 番、2 番は先程と同様で宮崎健治委員に代りまして宮崎正之委員、3 番は吉田雅典委員から報告をお願いします。

〔宮崎正之委員〕 1 番、2 番につきまして、こちらにつきましても宮崎健治委員の担当地区ではありますが代理で現地確認を行いましたので、報告させていただきます。

12 月 5 日に宮前推進委員及び事務局同行で現地確認を行っております。1 番です。写真は 14 頁になります。全部で 9 筆ありますが場所としては 2 か所となっております。この内、脇の※※ですが鉄道沿いの田になっておりますが、この周囲は適正に水稻を栽培されておりますがこの部分だけは永年作付けされておらず雑種地となっております。次に 8 筆が 1 団の農地となっております。大字は上司となっておりますが飛び地番で位置的には中村になるようです。

こちらにつきましては更に以前から耕作されずに放棄地となっており、山際でもあることから熊笹などが群生し立ち入ることもできなほど山林原野化が進んでおりました。次に 2 番です。写真は 15 頁の上側になります。写真のとおり申請農地には住宅が 2 棟建っておりそれ以外のスペースも以前は庭として使用されていたようで現在は雑種地化が進んでおりました。

つきましては 1 番、2 番のいずれも農地として利用することは困難であると思われますので、非農地と判断いたしました。以上です。

〔吉田雅典委員〕 3番の案件につきまして去る 12月1日に事務局同行で現地確認を行いました。現地の写真は 15 頁の下の写真になります。事務局の説明でもありましたが、申請の農地は写真のとおり面積の大部分が建物の敷地となっておりまして現状ではここを農地として利用することは不可能であります。つきましては、農地は非農地であると判断しました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第 40 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 40 号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 40 号については、承認とします。次に日程 5、議案第 41 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 16 頁をお願いします。議案第 41 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」になります。5 件ございます。貸手と借手が直接契約を行う相対の利用権設定となっております。この内、16 頁の 1 番の宮村の農地につきましては、貸し手と借り手が同じ※※様で同一世帯の親子となっております。本来ですと一家の家族内のことですので利用権設定が必ずしも必要という訳ではありませんが、今回は借り手であります※※様、息子さんの方になりますが、認定農業者を申請される関係で、農地の経営面積を確定する必要があることから、このように貸借契約をされております。面積は田 9 筆の合計で※※m<sup>2</sup>、貸借期間は届出は 10 年ですが、年度途中ですので 9 年 4 か月、公告日は 12 月 16 日となっております。次に裏面の 17 頁、18 頁をお願いします。2 番から 5 番の 4 件となっておりますが、4 件とも借り手が※※様となっておりオリーブの栽培を計画されております。いずれの農地も貸借期間は先程の 1 番と同じ 9 年 4 か月で、公告日も 12 月 16 日となっております。詳細につきましては、資料により御確認をお願いいたします。議案第 41 号に係る説明は以上となります。御審議を賜わりますようよろしくお願ひいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 41 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 41 号については決定することとしてよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 41 号については決定とさせていただきます。以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願ひいたします。

宮津市農業委員会會議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により  
署名する。

会長 関野 鴻司

委員 和田 二三代

委員 宮崎 健治

記録者 小西 正樹